

平成29年度「食品表示適正強化月間」実施結果(年末)

1 食品表示監視指導

(1) 合同監視

食品の監視にあたり、複数の対象法令担当者が合同で実施する監視を、「合同監視」と位置づけ、平成29年12月(年末)の月間中に218店舗(平成28年度比87%)、24,992品目(同136%)を監視したところ、612品目(同138%)の不適正表示を発見し、製造業者、販売業者等の表示義務者に対して適正表示を指導した。
本年も食材偽装を対象としたメニュー表示に係る監視を加え実施した。

	監視店舗数	調査品目数	不適正表示品目数	不適率
平成29年度年末	218	24,992	612	2.4%
平成28年度年末	251	18,367	445	2.4%
平成27年度年末	423	29,607	557	1.9%

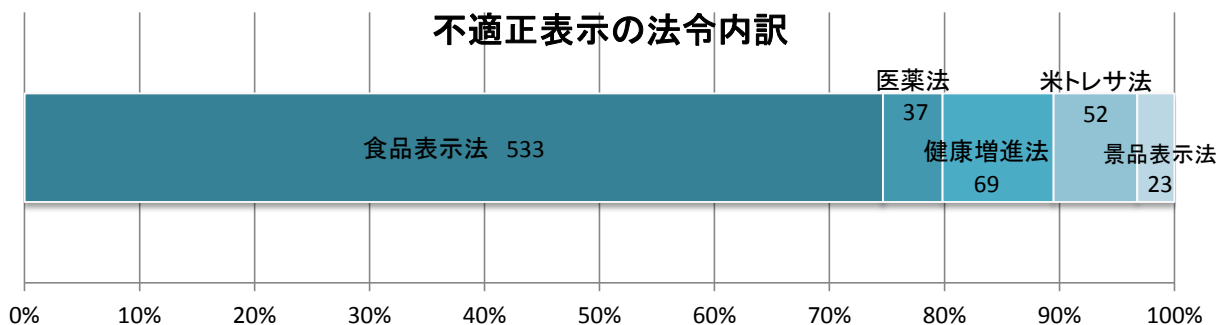
(2) 月間中の各法令に基づく監視

各法令に基づく全監視数(単独法令に基づく監視に上記の合同監視を加えた監視数)は、延べ903店舗(同96%)、26,915品目(同121%)であり、714品目(同137%)の不適正表示を発見し、製造業者、販売業者等の表示義務者に対して適正表示を指導した。

法令	監視店舗数	調査品目数	不適正表示品目数	不適率
食品表示法	349	16,717	533	
医薬品医療機器等法	85	1,582	37	
健康増進法	123	2,667	69	
米トレーサビリティ法	205	2,371	52	
景品表示法	141	3,578	23	
合計	903	26,915	714	2.7%
平成28年度同期	938	22,334	522	2.3%

(3) 不適正表示について

- ・食品表示法に基づく表示の不適は、「生鮮食品の原産地」「製造所の名称及び住所」の表示不備が多かった。
- ・健康増進法に基づく表示の不適は、「健康の保持増進、疾病予防」を表す内容を記載したところが多かった。
- ・医薬品医療機器等法に基づく表示の不適は、「医薬品的な効能効果等の標ぼう」であった。
- ・米トレーサビリティ法に基づく表示の不適は、「米の産地情報が消費者へ伝達されていない」等であった。
- ・景品表示法に基づく表示の不適は、根拠の無い「効能効果」表示等であった。



2 食品表示の適正化に関する活動

(1) 食品表示関連法令講習会

食品事業者を対象に開催した講習会を開催し、適正表示について説明を行った。

対象者	実施回数	参加人数
事業者	1	29
一般消費者	0	0

(2) その他

- ・リーフレットを事業者等へ配布